

韓国における改正住民投票法（2022）の主な内容と特徴

申龍徹(山梨県立大学)

1. 韓国の自治分権との比較の有効性

(1) 日本との制度的類似性

- ・歴史的要因(同一の「制度の近代化」を経験)
- ・制度及び政策の参照(相互参照論)
- ・地方自治制度、住民参加、地方分権改革など

(2) 有効な経験と実験データの提供

- ・制度化、政策選択のダイナミズ(5年単任制、大統領制の影響、頻繁な政権交代、政策競争)
- ・特別自治制度(済州特別自治道・世宗特別自治市、江原特別自治道)、大都市特例(特例市)など
- ・住民参加制度(住民自治会、住民参加予算など)、ICT活用(電子投票など)

2. 自治分権改革と住民参加制度の制度化

- ・民主化(1987)
- ・地方自治法全部改正(1988)
- ・地方自治制度の復活、統一地方選挙(1995)
- ・条例制定・改廃請求(1999)、住民監査請求(1999)
- ・地方分権推進特別法制定(2004)、住民投票法(2004 制定)★
- ・住民訴訟(2006)
- ・住民召喚法(リコール、2007)
- ・住民参加予算制度(2004～、2011 義務化)＊地方財政法(第 39 条)規定
- ・地方自治分権及び地方行政体制再編に関する特別法(2013 制定)＊住民自治会モデル実施
- ・地方自治法全部改正(2020)
- ・住民投票法改正(2022)

【表 1】 住民参加制度の運用状況(2005~2021)

区分	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
住民投票	3						2	2	1						2	2	
住民召喚			4		1		1	1	1						2		1
住民訴訟		6	3	5	5	7		2	1		5	4	2	3	4	2	6

(出典)「2022 年度行政安全統計年報」、pp.152~154 (2021 年 12 月 31 日基準)

- ・住民投票、実施 12 件、却下 3 件
- ・住民召喚、投票実施 11 件、進行中及び未投票終結 115 件
- ・住民訴訟、進行中 10 件、終結 45 件

3. 住民投票法改正の理由

- ①各種の制約要件を削除し、投票日を指定することで、住民の自治権を保障、投票率の向上に寄与
 - ・住民投票日の指定に自治体の長の恣意的判断の介入可能性
 - ・公職選挙の 60 日前から選挙日までは住民投票を制限
 - ・住民投票が成立するための要件(3 分の1)の制約
 - ・開票の要件(3 分の1、過半数)の制約 など
 - ・制度施行以降、住民投票の実施件数は 12 件のみ
- ②投票年齢の引き下げ(19 歳→18 歳)
- ③電子投票の制度的根拠と実施

【表 2】改正住民投票法(2022)の主な内容と特徴

区分	改正後(2022～)	改正前(2004～2022)
請求年齢	18 歳以上	19 歳以上
請求対象	住民に過度な負担及び重大な影響を及ぼす地方自治体の 主要決定の全て (2022・10・27 施行)	住民に過度な負担及び重大な影響を及ぼす地方自治体の <u>主要決定のうち条例で定める事項</u>
請求方法	書面署名+電子署名	書面署名
投票日	発議した日から 23 日以降の最初の 水曜日	発議した日から 23 日～30 日の間で <u>選挙管理委員会と協議し決定</u>
投票方式	現場投票+電子投票	現場投票
確定要件	1/4 以上の投票、過半数の賛成	1/3 以上の投票、 <u>過半数の賛成</u>
開票要件	すべて開票する	1/3 以上の投票、 <u>未満の場合は開票しない</u>

4. 住民投票の除外事項(改正住民投票法第 7 条)

- ①法令違反及び裁判中の事項
- ②国家または他の自治体の権限及び事務
- ③予算編成・議決及び執行、会計、契約、財産管理、
地方税・使用料・手数料・分担金等、各種賦課金の付加または減免
- ④行政機構の設置・変更、公務員の人事・定員等の身分と報酬
- ⑤他の法律により住民代表が直接、意思決定の主体として参加可能な場合、
ただし、公共施設の設置に関する事項(地方議会が住民投票を実施する場合はその限りではない)
- ⑥同一の事項に対して住民投票が実施された後、2 年が経過していない事項

5. 電子投票、「住民 e 直接」プラットフォームの運用(2022 年 1 月)

- ・地域住民が直接条例請求や投票などをオンラインで参加、利用するオンラインプラットフォーム
- ・「住民条例発案に関する法律」(住民条例発案法)に根拠
- ・住民条例の制定、改廃などをオンラインで請求、請求した案件に電子署名、関連する各種証明書の発給と結果照会などが可能
- ・電子署名に簡素な認証を導入、モバイルサービスの構築など、オンライン化による接近生・利便性を改善し、住民参加の機会を拡大
- ・自治体の手作業から自動化へ転換、行政効率性の向上、サービス処理時間の短縮

6. 住民投票と地方参政権

- ・公職選挙法の改正(2005)、永住資格(F-5)を取得した 18 歳以上の外国人住民に地方選挙(地方自治体の長、地方議会議員選挙)の投票権を付与
- ・済州道行政区域再編をめぐる住民投票(2006 年 5 月実施)が最初
- ・外国人有権者 126,688 名(2022 年 3 月末時点)、約 8 割が中国出身、全有権者の 0.25%程度
- ・全有権者の平均投票率より低い傾向、外国人特有の理由(言語の壁、厳しい生計、出入国や外交政策など)関心事、投票制度への理解など)

■ 主な参考文献

- ・申龍徹(2022)、「韓国における住民投票法の改正と特徴について:開票要件、電子署名、外国人住民の地方参政権を中心に」、『自治総研』、通巻 526 号、pp.20~39
- ・申龍徹(2021)、「韓国における改正地方自治法の主な内容と特徴:32 年ぶりの全部改正の政治プロセスとを踏まえて」、『自治総研』、通巻 508 号、pp.1~24

申 龍徹
山梨県立大学国際政策学部
総合政策学科、教授
shin@yamanashi-ken.ac.jp